

「介護老人保健施設」サービス利用料金表

2025年4月1日

①介護保険給付対象のサービスの費用 ※介護保険の自己負担割合により変動します

《在宅強化型》	「個室」の負担金額		「多床室(2床・4床)」の負担金額	
	1割負担/日	1月(30日)の目安	1割負担/日	1月(30日)の目安
要介護1	788円	【1割負担】 23,640円～31,200円 【2割負担】 47,280円～62,400円 【3割負担】 70,920円～93,600円	871円	【1割負担】 26,130円～33,750円 【2割負担】 52,260円～67,500円 【3割負担】 78,390円～101,250円
要介護2	863円		947円	
要介護3	928円		1,014円	
要介護4	985円		1,072円	
要介護5	1,040円		1,125円	

②介護保険給付対象(加算点数分)のサービスの費用 ※介護保険の自己負担割合により変動します

項目		算定内容	1割負担
協力医療機関連携加算		協力医療機関と連携してより適切な対応を行う体制を確保している	50円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)		新興感染症発生時に指定医療機関との間で対応を取り決めている	10円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)		指定医療機関から3年に1回以上、感染制御等の実地指導を受けている	5円/月
新興感染症等施設療養費		指定感染症に感染した入居者に対し、感染対策を行ったうえで介護保健施設サービスを提供した場合(月に1回、連続した5日を限度)	240円/日
初期加算(Ⅰ)		急性期病院に入院して30日以内に退院した後に入所した場合(30日を限度)	60円/日
初期加算(Ⅱ)		入所日から30日以内の期間	30円/日
夜勤職員配置加算		施設の夜勤介護・看護職員の配置が基準を満たしている場合	24円/日
サービス提供体制強化加算Ⅰ		施設の介護福祉士の配置が基準を満たしている場合	22円/日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ		在宅復帰・療養支援機能等指標が基準を満たしている場合	51円/日
再入所時栄養連携加算		入所者が医療機関に入院し、その後退院し再入所する際に、特別食等を必要として、管理栄養士が医療機関と連携してケア計画を策定した場合	200円/月
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、月1回以上、日常生活動作等の評価を行った上で、入所3か月以内に集中的にリハビリを実施した場合	258円/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)		認知症利用者に対し退所後生活する居宅等を訪問した上で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が集中的にリハビリを行った場合(入所3ヶ月以内週3回限度)	240円/日 (居宅等訪問前120円/日)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を立てて継続的に管理し、厚労省に情報提供した場合	33円/月
自立支援促進加算		自立支援・重度化防止のために医師が医学的評価を行い、多職種が共同して自立支援に係る支援計画を立てて定期的に見直しを行い、厚労省へ提出した場合	300円/月
科学的介護推進体制加算Ⅱ		介護サービスの質の評価・向上を図る取り組みとして、利用者ごとの日常生活動作や栄養状態、疾病や服薬等の心身の状況に係る情報を厚労省へ提出した場合	60円/月
安全対策体制加算		外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回)	20円/回
療養食加算		医師の指示に基づき療養食を提供した場合(1食)	6円/食
経口移行加算		経管から経口へ食事摂取を移行するための栄養管理を行った場合	28円/日
経口維持	経口維持加算Ⅰ	医師・歯科医師の指示に基づき、経口食事摂取を維持するために食事の観察や会議等を行い、定められた栄養管理を行った場合	400円/月
	経口維持加算Ⅱ	経口維持加算Ⅰを算定している場合であって、食事の観察や会議等に定められた人員を配置している場合	100円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ		歯科医師の指示により、歯科衛生士が利用者の口腔衛生等の管理を月2回以上実施し、口腔衛生等に係る情報を厚労省へ提出した場合	110円/月
褥瘡	褥瘡マネジメント加算Ⅰ	褥瘡発生リスクについて、定期的に評価して褥瘡ケア計画を作成し、評価結果等を厚労省へ提出した場合	3円/月
	褥瘡マネジメント加算Ⅱ	褥瘡発生リスクの高い利用者について、定期的に評価して褥瘡ケア計画を作成し、褥瘡の発生がない状態を維持・管理した上で評価結果等を厚労省へ提出した場合	13円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算		医師が認知症の症状により緊急受入が必要と判断し、サービス利用が決定した場合(入所日から7日限度)	200円/日
所定疾患施設療養費Ⅱ		肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪の治療を感染症対策の研修を受講した医師が行った場合(月1回10日限度)	480円/日
緊急時治療管理		病状急変により緊急医療処置等を行った場合(月1回 3日限度)	518円/日
入所前後訪問指導加算Ⅰ		入所予定前30日以内又は入所後7日以内に居宅訪問し、退所を念頭においた計画の策定及び治療方針の決定をした場合	450円/回
入所前後訪問指導加算Ⅱ		入所前後訪問指導加算Ⅰの内容に加え、生活機能の改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合	480円/回

項目		算定内容	1割負担
退 所 時 指 導 等 加 算	試行的退所時指導加算	試行的退所によって居宅に戻る際に療養指導を行った場合 (試行から3ヶ月以内の期間 月 1回限度)	400円/回
	退所時情報提供加算(Ⅰ)	居宅への退所時、主治医又は他の施設等に診療や心身の状況、生活歴等の 情報を提供した場合(1回限度)	500円/回
	退所時情報提供加算(Ⅱ)	病院への入院時、入院する医療機関に診療や心身の状況、生活歴等の情報 を提供した場合(1回限度)	250円/回
	入退所前連携加算Ⅰ	入所前後30日以内に、居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス 等の利用方針を定め、退所後のサービス調整を行った場合(1回限度)	600円/回
	入退所前連携加算Ⅱ	居宅介護支援事業者に居宅サービス等に必要な情報を提供し、退所後のサー ビス調整を行った場合(1回限度)	400円/回
	訪問看護指示加算	退所時に訪問看護等に指示書を交付した場合(1回限度)	300円/回
	退所時栄養情報連携加算	特別食を必要とするものが退所した際に、主治医、介護支援専門員に対し、管 理栄養士が栄養管理情報を提供した場合(月1回限度)	70円/回
かかりつけ医 連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ		薬物療法に関する研修を受けた医師等が、6種類以上の内服薬が処方されて いる入所者に対し入所後1月以内に処方内容の変更についてかかりつけ医と 情報共有し、服用薬剤の総合的な評価を行い、退所時にかかりつけ医に情報 提供を行った場合	140円/回
ターミナルケア加算		死亡日	1,900円/日
		死亡日以前 2日～3日	910円/日
		死亡日以前 4日～30日	160円/日
		死亡日以前 31日～45日	72円/日
外泊時費用		外泊1日につき(月 6日限度)	362円/日
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)		外泊時に当施設の在宅サービスを利用した場合(6日限度)	800円/日
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)		上記①、②の各項目合計金額の7.5%	
地域区分 (※)		上記①、②の各項目合計金額の1.4%	

※ 浜松市は地域区分が「7級地」のため、介護報酬の単位数に10.14円を掛けた金額となります。

①、②の金額は単位数に10円を掛けた金額表示であり、地域区分を加算として表現しています。

③介護保険給付対象外(利用者負担)のサービスの費用(非課税分)

項目		算定内容	負担金額	承諾の可・否
日用品費		施設で使用する日用生活品として	400円/日	可 ・ 否
教養娯楽費		施設で使用する教養娯楽として	150円/日	可 ・ 否
食費		施設での食事費用として	1,750円/日	可 ・ 否
	従来型個室	個室を利用する場合	1,728円/日	可 ・ 否
	多床室	2床室または4床室を利用する場合	437円/日	可 ・ 否

(注1)「居住費」「食費」に係る費用について、市町村の負担限度額認定を受けている場合には認定証に記載している
限度額とします。

(注2)原則として、「居住費」は外泊期間中も算定されます。

(注3)「食費」は1食でも摂った場合に算定されます。

④介護保険給付対象外(利用者負担)のサービスの費用(課税分)

項目	算定内容		負担金額 (税込)	承諾の可・否
食事エプロン	食事の際、施設のエプロンを使用する場合		60円/日	可 ・ 否
行事参加費	施設の実施する行事に参加した場合		1,000円/回	可 ・ 否
衣料貸出料	施設の衣料を貸し出した場合(上・下 別料金)		220円/枚	可 ・ 否
工芸材料費	陶芸、革細工等の工芸材料を用意した場合		実費/回	可 ・ 否
特別な食材	利用者の希望による特別な食材を用意した場合		実費/回	可 ・ 否
特別な室料	利用者の希望により個室を使用した場合 (③の居住費と別料金)	トイレ・手洗いあり	1,222円/日	可 ・ 否
		トイレ・手洗いなし	611円/日	可 ・ 否

利用料のご請求額は①～④の合計金額です。(但し、①～②は介護保険の自己負担割合によって異なります)

①～②、及び③の一部項目については医療費控除の対象になります。

利用料に関するお問い合わせは経営事務課までご連絡ください。

電話(053)436-6600 FAX(053)439-0055